

令和 7 年度

茨城県自衛隊家族会

総 会 資 料

期日：令和 7 年 6 月 3 日（火）

場所：ホテルレイクビュー水戸

総会時程（基準）

時 間	内 容	場 所	備 考
13：30～14：00	受 付	ホテル内 2階鳳凰の間前	
14：00～15：30	総 会	ホテル内 2階鳳凰の間	司会進行：事務局長 細部は総会次第による。
16：00～17：00	防衛講話	ホテル内 2階鳳凰の間	
17：20～19：30	懇親会	ホテル内 2階紫峰の間	
19:30	解 散		

総 会 次 第

- 1 開会の辞
- 2 国歌斉唱
- 3 会長挨拶
- 4 来賓挨拶・紹介
- 5 表彰状の伝達・授与
- 6 祝電披露
- 7 議長選出
- 8 議事
 - (1) 報告第1号 令和6年度事業報告
 - (2) 報告第2号 令和6年度収支決算報告
 - (3) 議案第1号 令和7年度事業計画（案）
 - (4) 議案第2号 令和7年度予算（案）
 - (5) 議案第3号 役員選任（案）について
 - (6) 議案第4号 県家族会会則（改正案）について
- 9 県会長（本部）からの情報発信
- 10 質疑応答
- 11 閉会の辞
- 12 写真撮影

議事

報告第1号

令和6年度茨城県自衛隊家族会事業報告

令和6年度茨城県自衛隊家族会実施事業の概要を次の通り報告いたします。

月 日	事 業 名	場 所
3月30日	令和6年度土浦駐屯地観桜会	土浦駐屯地
4月 2日	令和6年度霞ヶ浦駐屯地さくらまつり(中止)	霞ヶ浦駐屯地
4月 7日	第一師団創立62周年記念行事	練馬駐屯地
4月28日	霞ヶ浦駐屯地71周年・関東補給処創立26周年記念式典	霞ヶ浦駐屯地
5月22日	令和6年度第1回家族支援担当者会同	霞ヶ浦駐屯地
5月25日	令和6年度筑波海軍航空隊慰霊の集い(欠席)	笠間市
5月30日	茨城県自衛隊家族会総会	ホテルイクスピア水戸
6月 2日	古河駐屯地70周年記念式典	古河駐屯地
6月11・12日	(公社)自衛隊家族会総会	市ヶ谷
6月13日	募集協力団体富士学校研修会「茨城地本主催」	富士学校
6月15日	第81回東部方面音楽隊定期演奏会	和光市民文化センター
6月27日	令和6年度土浦地区第1回家族支援担当者会同	霞ヶ浦駐屯地
6月29日	自衛官候補生課程修了式	勝田駐屯地
7月1日他	市街地広報に対する家族会による支援	市町村周辺
7月27日	茨城県隊友会総会	水戸市
8月17日	勝田駐屯地夏まつり懇親会及び花火鑑賞会	勝田駐屯地
8月28日	令和6年度霞ヶ浦駐屯地納涼大会	霞ヶ浦駐屯地
9月3・4日	令和6年度南関東地域協議会 定例会議	千葉県/木更津市
9月10日	勝田駐屯地体力検定見学研修	勝田駐屯地
9月14日	第24回百里基地音楽祭	小美玉市小川文化センター
9月16日	第82回東部方面音楽隊定期演奏会(欠席)	東京文化会館
10月 4日	令和6年度自衛隊殉職隊員追悼式	勝田駐屯地
10月 5日	令和6年度防衛講演会(埼玉県家族会主催)	さいたま共済会館
10月18日	令和6年度霞ヶ浦第2回家族支援担当者会同	霞ヶ浦駐屯地
10月24日	令和6年度隊友会甲信越静岡ブロック研修会	ホテルマロウド筑波
11月 2日	*海自横須賀地方総監令和6年度自衛隊記念日祝賀会	横須賀地方総監部厚生センター
11月 9日	防衛省・自衛隊70周年記念自衛隊観閲式	朝霞訓練場

11月 9日	県自衛隊家族会主催館山基地体験搭乗研修会	海自・館山基地
11月10日	武器学校・土浦駐屯地71周年記念行事	土浦駐屯地
11月15日	令和6年度自衛隊音楽まつり	日本武道館
11月16日	勝田駐屯地・施設学校73周年記念行事	勝田駐屯地
11月20日	令和6年度古河駐屯地家族会支援担当者会同	古河駐屯地
12月 1日	北方領土返還要求中央アピール行進	日比谷公園野外音楽堂
12月 7日	令和6年度百里基地航空祭特別公開	百里基地
12月12・13日	宮城県自衛隊家族会及び自衛隊宮城地本研修	宮城県仙台市
12月20日	霞ヶ浦駐屯地年末行事	霞ヶ浦駐屯地
12月24日	武器学校・土浦駐屯地年末行事	土浦駐屯地
1月 9日	百里基地新春賀詞交歓会	百里基地
1月13日	勝田駐屯地及び施設学校定期演奏会	ひたちなか市民文化会館
1月15日	令和6年度勝田駐屯地二十歳の集い	勝田駐屯地
1月17日	霞ヶ浦駐屯地二十歳の節目を祝う集い	霞ヶ浦駐屯地
1月28日	自衛隊茨城地方協力本部長感謝状贈呈式	地本・勝田駐屯地
1月30日	令和6年度第2回家族支援担当者会同	勝田駐屯地
2月 7日	令和6年度茨城県家族会理事会	水戸地方合同庁舎
2月 7日	令和6年北方領土返還要求全国大会（欠席）	国立オリンピック記念 青少年総合センター
2月 9日	土浦駐屯地、戦車体験試乗	武器学校
2月21日	武器学校高等工科生徒課程学生激励	武器学校
2月24日	東部方面隊65周年記念式典	朝霞駐屯地/練馬区
3月15日	令和6年度入校・入隊予定者激励会	水戸市
3月20日	横須賀地方総監部「春の集い」	横須賀地方総監部厚 生センター
3月26日	大井川茨城県知事を表敬訪問	茨城県庁
3月29日	古河駐屯地観桜会	古河駐屯地
年間行事	北方領土返還要求署名運動	

備考：「※」印は予定を示す。

「＊」代理出席

議案第1号

令和7年度茨城県自衛隊家族会事業計画（案）について

令和7年度茨城県自衛隊家族会事業計画を次の通りとします。

令和7年2月7日
茨城県自衛隊家族会
会長 正代 初代

令和7年度事業計画

1 方針

茨城県自衛隊家族会（以下、県家族会という。）は、自らの国は自ら守る」という防衛意識の普及・高揚を図るとともに、自衛隊の諸活動に対する協力を通じて、自衛隊が誇りと自信を持って任務に邁進できる環境を作るべく家族支援協力等の防衛基盤の確立・強化に寄与する。

特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 信条の理念に基づく活動の実践
- (2) 家族支援協力、特に安否確認態勢の確立及び生活支援の検討

2 主要事業

(1) 公益目的事業

ア 公1「国民に対する防衛意識の普及・高揚事業」

(ア) 「防衛講演会」等の実施

- 防衛意識の普及・高揚事業であることを踏まえ県家族会員以外の各界からも聴講できる場の設定を検討する。

(イ) 「おやばと」の発行及び拡販の推進

- 本部が実施中の「おやばと拡販新ステップ・アップ作戦」に協力する。

(ウ) その他

- 県家族会に対する理解を得るため、ホームページを活用し、会の活動等を幅広く会員及び県民に紹介する。
- 隊友会及び防衛関係諸団体が実施するセミナー等に会員の参加を推奨する。

イ 公2「自衛隊の諸活動に対する協力・激励事業」

自衛隊を支援するため、広報、募集、援護、家族支援等の自衛隊の諸業務に対する協力及び部隊・隊員の慰問・激励活動並びに殉職隊員への慰霊、遺族援護活動を実施する。

(ア) 自衛隊が行う家族支援に対する協力

a 協定に基づく家族支援協力

○ 共通

- ・ 家族支援協力は、県下6個地区の特性に応じて、実行可能な支援を当時の状況に応じて実施する。

○ 県家族会（地区家族会）

- ・ 会員証の整備（家族支援協力等への従事会員を優先）を推進する。
- ・ 省統一並びに陸・海・空それぞれの中央協定に基づき締結した県下自衛隊との協定を実効性あるものにするため、協力態勢の確立を推進する。

その際、地区家族会ごとに新たな被支援対象の確認に努めるとともに、その支援内容・要領を県家族会事務局が取りまとめ本部に情報提供する。

- ・ 部隊が実施する家族支援施策への協力及び地区家族会ごとに家族支援協力要領特に安否確認態勢を確立する。
- ・ 増員される非常勤職員の募集に積極的に対応し、施策の活用、職員との連携を図る。
- ・ 生活支援協力を検討する。
- ・ 家族支援協力活動時の事故に備えたボランティア保険を活用する。

b その他の家族支援協力

- 会員及び隊員家族から悩み等の相談を受けた場合は本部の「問い合わせ窓口」を紹介する。

(イ) 自衛隊が行う募集・就職援護活動に対する協力

- 一段と厳しさを増す募集環境を踏まえた積極的な募集協力活動

- ・ 「募集協力強調期間（7～12月）」を設定、前半（7～9月）は地本と連携した組織的な募集情報提供等に協力し、後半（10～12月）は採用試験合格者（内定者）の全員入隊を目指す地本の活動（いわゆる「つなぎ広報」）に協力する。

- 「Defense World」を活用し、募集・援護に協力する。

(ウ) 自衛隊が行う広報に対する協力

- イベント情報の提供や参加等各種機会を捉えて広報に協力する。

(エ) 隊員等に対する慰問・激励等

- 県家族会（地区家族会）

- ・ 慰問・激励への参加者の拡大及び活動状況を「おやばと」及びホームページで紹介し、自衛隊員への家族会活動の周知、理解促進に努める。
- ・ 家族支援協力活動に関する訓練等への多くの県家族会員の参加及び部隊の激励に努める。
- 本部が実施するミラノ・コルティナ2026オリンピック参加選手等への支援・激励に協力する。

(オ) 殉職隊員の慰霊及びご遺族の援護等への協力

(2) 国民運動への参加

ア 北方領土返還要求運動

- 北方領土返還要求署名活動を引き続き実施
- 北方領土返還要求全国大会等への参加

イ 本部が実施する「韓国の竹島不法占拠に対する抗議活動及び国民意識啓発活動」、「尖閣諸島の領有権問題に対する国民意識啓発活動」、「関係諸団体が行う憲法改正等」に対する活動に協力する。

(3) 会の充実を図る事業

ア 基盤強化施策の推進

- (公社)自衛隊家族会の信条(根本理念と心構え)の自覚と自衛隊への各種支援活動において実践
- (公社)自衛隊家族会の定款に則った組織への是正促進
- 活動予算の安定確保等の検討

イ 会勢の充実、特に女性会員の拡大

- 現役隊員家族及び予備自衛官・即応予備自衛官家族の加入推進

ウ 各種手段及び機会を活用した本会の広報

- 会員の拡大と本会に関する自衛隊員の知名度向上を狙いとして実施
- 「家族会パンフレット」の活用。
- ロゴマークの積極的使用
- 識別装着品(ビブス・キャップ・のぼり旗等)の積極的活用

エ 連絡網の整備と個人情報保護法に基づく個人情報の管理

- 県家族会(地区家族会)は、活動の円滑化を図るため、個人情報保護に留意しつつ、SNS等を活用した連絡網の整備を行う。

この際、（公社）自衛隊家族会の個人情報保護規則（平成30年度に改正）及び個人情報保護マニュアルに基づき、個人情報を適切に管理する。

オ 県家族会関連規則の整備

（４）（公社）自衛隊家族会の創立５０周年に向けた事業への協力

ア 「公益社団法人自衛隊家族会５０年史」の作成への協力

イ その他、本部から依頼のある事業への協力

３ 会議等

（１）定期総会

ア 時期：令和７年６月３日（火）又は４日（水）

イ 場所：ホテルレイクビュー水戸

ウ 内容：令和６年度事業報告・収支計算書等の承認等
令和７年度事業計画・収支予算書の報告等

（２）理事会

ア 時期：令和８年２月中旬

イ 場所：自衛隊茨城地方協力本部（合同庁舎会議室）

ウ 内容：令和８年度事業計画・収支予算書等、総会の時期・目的事項等

４ 各地区会長が県家族会事務局に報告等する事項及び期限等

番号	報告等事項	期限等
１	おやばと購読料の納入	令和７年９月末日、令和８年３月末日
２	年会費及び運営支援金の納入	令和７年６月末日及び令和８年２月末日
３	ボランティア保険料の納入	令和７年１０月末日
４	北方領土返還要求署名	令和７年９月末日
５	令和７年度地区家族会総会 結果報告 (令和６年度収支決算書含む。)	総会終了後２週間以内
６	活動状況等調査表	令和７年９月末日
７	令和７年度会員名簿	令和７年９月末日
８	会長表彰及び感謝状上申	令和８年１月中旬
９	地区家族会規則	制定、改正の都度
１０	研修・防衛講話等の依頼	実施３か月以前
１１	本会への「入会申込書」	その都度

５ 別紙「令和７年度事業予定」

令和7年度事業予定

時 期	事 業 名	担任	場 所
6月3日	茨城県自衛隊家族会総会	県・地区	水戸市
同上	防衛講演会	県	水戸市
6月17, 18日	自衛隊家族会総会	県	市ヶ谷
7月27日	茨城県隊友会総会	県	水戸市
9月2, 3日	南関東地域協議会	県	神奈川県
2月中旬	茨城県自衛隊家族会理事会	県・地区	水戸市
2月7日	北方領土返還要求全国大会	県・地区	東京都
3月上旬	自衛隊いばらき音楽フェスティバル協賛	県	水戸市
通年	隊員等に対する慰問・激励	県・地区	県内
通年	協定に基づく家族支援協力	県・地区	県内
通年	会員証の整備（家族支援協力者を優先）	県・地区	
通年	自衛隊が行う広報に対する協力	県・地区	県内
7～9月	地本と連携した募集情報提供等に協力	県・地区	県内
10～12月	地本のつなぎ広報に協力	県・地区	県内
通年	各駐屯（基）地記念行事等	県・地区	主に県内
通年	家族会の会員拡大（特に女性会員）	県・地区	県内
通年	ホームページ等による 会活動の会員・県民への紹介	県・地区	県内
通年	メールアドレス等の連絡網の整備	県・地区	県内
通年	おやばと拡販新ステップ作戦に協力	県・地区	県内
通年	（公社）自衛隊家族会の 創立50年史への協力	県・地区	
通年	北方領土返還要求署名活動への協力	県・地区	

県会長（本部）からの情報発信

1 自衛隊家族会の会員の種別について

会員の種別には①正会員、②賛助会員、③名誉会員の合わせて3つの種別がありますが、いくつかの地区会には通常より多くの賛助会員の方がおられると聞いています。

また、この賛助会員の条件を「家族に自衛隊員がいない会員」であると思っている方、または、その考え方で今も種別を行っておられる地区会もあるようです。

しかし、それは誤った行為となります。先ず、「（公社）自衛隊家族会の定款の第8条（種別）」及び「県自衛隊家族会の会則第5条（種別）」には、次のように記載されています。

（1）正会員：本会の目的に賛同して入会した自衛隊員の家族及びその他の個人

（2）賛助会員：本会の事業活動を支援するために入会した個人又は法人若しくは団体

これによりますと、「正会員」は「本会の目的に賛同して入会すること」を求めています。その対象は「自衛隊員の家族及びその他の個人」となっており、必ずしも自衛隊員の家族である必要はありません。

また、「賛助会員」は「本会の事業活動を（資金を提供し）支援するために入会」した「個人又は法人若しくは団体」となります。

該当する地区会においては、この種別条件に基づき名簿を修正いただきますようお願い致します。

2 メールアドレスの登録について

茨城県自衛隊家族会では従来から他の組織と同様に連絡・調整・情報提供等の手段に文書の郵送または電話を使用して参りました。しかし、お分かりの通り、①文書の郵送では多くの時間・経費等がかかり、②電話は輕易にできますが、郵送と同じく多くの通信経費が必要なばかりか、相手次第では電話に出て頂けなかったり、連絡内容も正確に伝わらない場合があります。これらに比べると、③電子メールは一度に多数の相手に文書等を迅速に送信でき、通信経費も極めて安価で、かつ、正確な情報をお伝えすることができます。

また、今、電子メールの登録を推進する理由は次のことにあります。

私は県会長として、県下の正会員の皆さんへの情報提供の時期・内容等は平等でなければならないと考えています。昨年、6月に「茨城県自衛隊家族会」のホームページを開設し、各種の情報を掲載して参りました。しかしながら、ホームページへの訪問者数は次第に多くなっているとはいえ、まだまだ一部の会員に限られており、多くの会員の皆さんは恩恵を受けておられないと思っています。

このために電子メールが最も有利な情報伝達手段と考えています。ホームページは、常時開設していますので、いつでも閲覧することはできますが、常に個人にとってタイムリーな情報に出会うとは限りません。このため、毎日ホームページを閲覧することは合理的でないと判断され、ほとんど訪問されていない方も多いと思います。

このため、ホームページに重要情報を掲載したときに、関係会員に電子メールにてご連絡し、タイムリーに閲覧していただく。また、「総会やイベント等の参加申込みフォーム」を電子メール上に掲載し適時に申込み手続きを行っていただく、等、会員の皆さんが適時に情報を得て、タイムリーな活動ができるようにしたいと考えています。

最後に、この「メールアドレスの登録」を推進する結果として、地区会の事務も大きく軽減することができますので、地区会長には是非協力して頂きますようお願い致します。

3 自衛隊家族支援への協力について

「自衛隊家族支援協力」という事業が始まった経緯は「平成23年3月11日に発生した東日本大震災」にさかのぼります。この時部隊は隊員家族が被災した状況下で災害派遣されました。当然、自衛隊の部隊力には限界があり、また、公共性の保持の観点からも家族を優先することは許されるものではありませんでした。この結果、十分な家族支援が出来なかったことにより

ます。
それで、これを少しでも改善するため、自衛隊は、大規模災害等の際の共助（助け合い）の一環として、自衛隊の活動に理解ある私達自衛隊家族会等の関係部外団体に協力を要請されるようになってきました。

この際、自衛隊の家族支援の目的は「各種事態等への対応に際し、隊員が家族に関して後顧の憂いをなくし、安心して任務に邁進できる態勢を確立する。」となっております。

では、私達、自衛隊家族会の「家族支援協力」の目的は何かと言いますと、私達はあくまで「隊員家族に対して自衛隊が実施する家族支援を補完して、自衛隊の活動のバックアップを行う。」ことにあります。

また、何故、私達自衛隊家族会が先頭だって協力を行うかと言いますと、自衛隊家族会は、先ず「子弟が自衛隊員である会員または活動に賛同する会員からなる組織」、次に「隊員ご家族の居住地に近い会員が協力者となるためその地域に明るい」、「色々な職業・特技を保有する会員がおられ協力の幅が広い」等の特性を持つ団体であり、「自衛隊家族支援協力」を行う部外団体としてふさわしい条件を有しているからです。

協力の内容には次のようなものがあります。

○部隊等による確認ができない隊員家族の安否確認（最優先）

○生活支援（隊員と隊員家族間の連絡支援、買出し、子供の一時預かり等）

○介護支援

○その他

最後に協力者になったとして、「申し出た協力内容を実施できなかったらどうなるのですか？協力を申出た会員の責任になるのではないか？」と思う方もおられると思いますが、その心配はいりません。協力を申出る自衛隊家族会員の皆さんは対象となる隊員ご家族の近傍に居住されているわけですから、当然自らも被災する場合がありますと考えられます。この場合は、協力ができる状況にありません。これは自衛隊でも承知されていますのでご安心ください。

どうか、未だ協力者に登録されておられない方で「状況が許せば、支援してもよい。」とお考えの方は是非、協力者としてお申し出いただきますようお願い申し上げます。